

北海道自治体病院協議会規約

(名 称)

第 1 条 本会は、北海道自治体病院協議会という。

(目 的)

第 2 条 本会は、自治体病院の地域的連絡を維持し、北海道自治体病院協議会事業の健全かつ円満な運営をはかるため設置する。

(事 業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 北海道自治体病院協議会事業の徹底をはかること。
2. 地区の共通問題の研究を行うこと。
3. 自治体病院事業について、道その他道内関係機関ならびに団体と連絡協議すること。

(事 務 所)

第 4 条 本会は、事務所を会長の属する病院内におく。

(会 員)

第 5 条 本会の会員は、道内における自治体病院及び診療所をもって構成する。

(役 員)

第 6 条 本会に次の役員をおく。

会 長 1名
副 会 長 3名
幹 事 若干名
監 事 2名

- 2 役員は総会で会員のうちからこれを選任する。ただし役員である病院長が任期中に退任したときは、役員会において後任の病院長を役員に選任することができる。

(職 務)

第 7 条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、協議会業務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはあらかじめ会長の指する副会長がその職務を代行する。
- (3) 会長、副会長、幹事及び監事は、役員会を構成し、総会に付議すべき事項又は総会から委任された事項について審議する。
- (4) 監事は、本会の会計処理を監査する。

(任 期)

第 8 条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

(顧問及び参与)

第 9 条 本会に顧問及び参与を置く。

2 顧問及び参与は、本会に功労のあるもの、学識経験のあるもの、自治体病院の運営に関係の深い道内の関係機関ならびに団体の役職員の中から支部総会の承認を経て支部長が委嘱する。

(事務局の設置)

第 10 条 本会の事務局を会長の属する病院内に設置し、事務局長を置く。

2 事務局長は、会長の委嘱により、支部の事務を処理する。

(部 会)

第 11 条 本会は、会員病院各職種間相互の連絡を緊密にし、専門的事項の調査研究討議をするため、次の部会を設ける。

事務長部会

看護部会

薬剤部会

臨床検査部会

臨床工学部会

放射線部会

栄養部会

リハビリテーション部会

精神科部会

連携部会

(総 会)

第 12 条 定時総会は、毎年 1 回、臨時総会は必要ある場合、会長がこれを召集する。

(会 計)

第 13 条 本会の運営に要する費用は、本会会費及びその他の収入金をもって充てる。

2 本会の会費の額は、次に定めるところによる。

定 額 費 1 病院 年間 5,000 円

定 率 費 1 病床当たり 120 円

(そ の 他)

第 14 条 この規約に定めがあるもののほか、必要な事項は役員会において定める。

(附 則)

この規約は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

平成 28 年 4 月 22 日 一部改正。

平成 28 年 7 月 30 日 一部改正。